平成２８年（フ）第８３２号
仙台市青葉区水の森３丁目32番26号　グリーンフィールド103
破産者　増田　明子（旧姓甲州）
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
仙台市太白区富沢１丁目５番３－406号
破産者　都郷　和則
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
宮城県塩竈市藤倉１丁目３番23号
破産者　疋田　　淳
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３８号
宮城県多賀城市高橋４丁目16番８号　ロイヤルビレッジＹＳⅡ－102
破産者　今野　麻美
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
仙台市泉区松森字陣ケ原31番地の76
破産者　佐藤　裕子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８８号
仙台市青葉区柏木１丁目３－37　ハートコート柏木308号、住民票上の住所仙台市若林区中倉２丁目22番15－301号
破産者　酒井　有太
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２４号
宮城県東松島市矢本字下浦329番地６　メゾン・ド・ウィンズＢ９、開始決定時の住所宮城県塩竈市花立町２番５－107号　ロイヤルシャトー西塩釜
破産者　小野寺吉広
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
山形県酒田市常禅寺字前山216番地
破産者　土井　孝子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１４８号
福島県郡山市田村町徳定字下河原117番地　第二盛岡荘11号、前住所福島県郡山市南２丁目99番地オクタゴンビル平屋棟（前々住所）
福島県田村市滝根町菅谷字平木内105番地１
破産者　今泉　恵一
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７号
福島県郡山市鳴神３丁目77番地の６
破産者　熊田　進司
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
茨城県日立市末広町３丁目18番17号
破産者　豊田　健一
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１２８号
群馬県前橋市下川町16番地８
破産者　髙橋　寿雄
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５９号
さいたま市見沼区大字南中丸981番地１　レオパレスＫＹ南中丸104
破産者　若松　勇整
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
埼玉県上尾市大字平方4329番地６　リベルタハイツⅡＡ－201
破産者　壽　　守
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４１号
さいたま市見沼区大字中川753番地10、旧住所千葉県千葉市中央区葛城１丁目６番14号
破産者　上野　昭次
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６８号
埼玉県川口市芝下１丁目12番13号　エステートピアＭ．Ⅰ　202号、旧住所埼玉県川口市大字安行吉蔵86番地の10
破産者　澤　　敬男
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９９号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺106番地31
破産者　山下　一幸
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
長野市大字鶴賀523番地　コーポとねがわ102
破産者　金井ヨシ子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
長野県須坂市墨坂南１丁目７番２号　サンハイツ永田Ｆ号室
破産者　上野はつい
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係